

事業を営む方へのお願い

給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員や雇い人（家族などの青色事業専従者を含む）に対し、給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の一日の住所がある市町村へ、提出する必要があります。

事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人・法人を問わず、提出してください。

▼提出期限 一月三十一日（木）必着

ルタックス・インターネットを利用した提出方法：<http://www.eltax.jp/> のいずれか

個人住民税の特別徴収

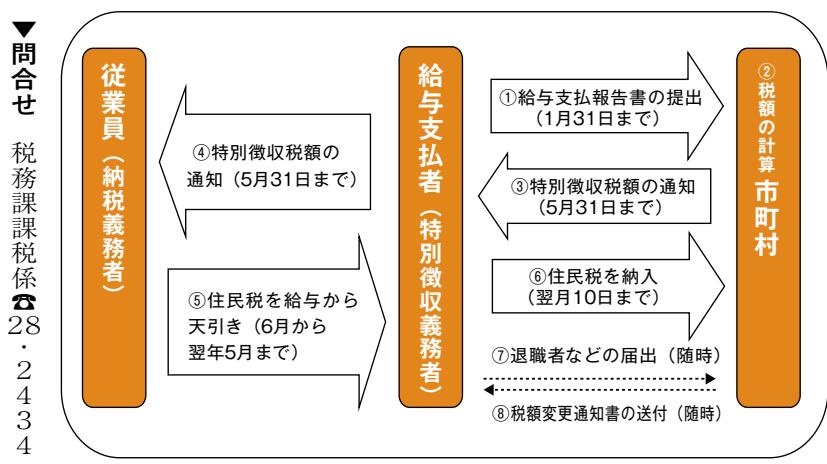
愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、二〇一九年度分以降、特別徴収への切替えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していく大切制度です。法令の規定により、給与を支

払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになってしまいます。

特別徴収のしくみ



特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の四月一日に給与の支払いを受けているすべての従業員（パート、アルバイトを含む）。

特別徴収の対象とならない方

・退職者（退職予定者を含む）
・二つ以上の事業所で特別徴収が行われている方

・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
・給与が毎月支給されていない方

▼問合せ 税務課課税係 ☎ 28-2434
34

要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受ける場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

平成三十年十二月三十一日を基準日として、六十五歳以上で要介護認定を受けている方に、町から一月中旬頃に認定書を送付します。

なお、基準日前に亡くなられた方にについても、交付対象となる場合があります。お問い合わせの上、役場一階三番窓口保険課で申請してください。

おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類添付するか提示すれば、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けることができます。

初めて控除を受ける場合

問合せ

保険課国民健康保険・医療保険係 ☎ 28-0917

（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、保険課高齢者・介護係 ☎ 28-0100）

- ①医師が発行するおむつ使用証明書
※役場一階三番窓口保険課で用紙を配布します。
②おむつ代の領収書
※要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」と、「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方に交付します。

二年目以降の場合

①おむつ使用確認書
②おむつ代の領収書

▼問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎ 28-0100
28-0100

納付済額通知書を送付

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納めている方に、納付済額通知書（ハガキ）を一月下旬に送付します。この通知書は、確定申告等に際して社会保険料控除を行う場合にご利用ください。

なお、年末調整等のためにあらかじめ保険税（料）の確認を希望される方は、窓口にて納付確認書をお渡ししますので、保険課までお問い合わせください。

